

第3次改訂版

社会教育を 知っちゅう？

学びを支援する社会教育ハンドブック



高知県教育委員会

はじめに

高知県は、厳しい経済状況や中山間地域の過疎化・高齢化、南海トラフ巨大地震への対応など県民の生活と生命に関わる重要な課題を抱えています。また、地域住民のつながりが希薄化するなか、東日本大震災により改めて住民の絆が見なおされ、地域コミュニティの再生がより強く求められています。

このような現状を改善するための取組は、行政だけではなく、地域住民も主体的に参画し、地域全体で推進することが必要です。住民一人一人が資質や能力を伸ばし、主体的・積極的につながり行動することによって、強い絆のネットワークが形成され、地域が活性化するのです。

これらはまさに社会教育によって個人や地域に育まれるものですが、高知県の社会教育の現状は厳しい状況にあり、社会教育関係者の方々からも「社会教育とは何かがよくわからない。何をすればよいのかわからない。」という声があるなど、社会教育に対する認識や理解が充分でない状況にあります。

そのため、今後の高知県の社会教育振興に向けた取組の一つとして、社会教育をわかりやすく説明したハンドブックを作成しました。

編集にあたっては、「社会教育の必要性がわかる内容のもの」「日々の活動の中で生かせるもの」「自分の役割やすべきことを確認できるもの」「これからの方向性を示せるもの」という4つの観点を意識しました。

幅広い社会教育をこの1冊で網羅することは不可能ですが、まずは、社会教育を理解するための「入門編」としてとらえていただき、初めて社会教育に携わる方はもちろん、広く社会教育関係者の方々にご活用いただければ幸いです。



目次

1. 社会教育とは・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2. 社会教育行政の役割・・・・・・・・・・	P 4
3. 社会教育主事・社会教育士の役割・・・・・・・・	P 5
4. 社会教育関係団体・・・・・・・・・・	P 6
5. 社会教育委員の役割・・・・・・・・・・	P 7
6. 社会教育施設・・・・・・・・・・	P 9
7. 社会教育行政の新しい取組・・・・・・・・	P12
資料・・・・・・・・・・	P14

高知県内の社会教育施設一覧

教育基本法

社会教育法(抜粋)

引用・参考文献等



1. 社会教育とは

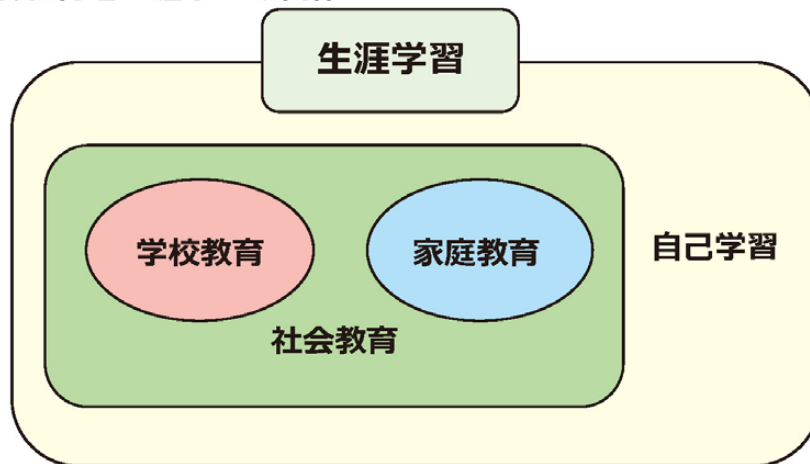
人は生涯にわたる学習により、自己を高め、その学びを社会に生かすことで、より豊かな人生を送ることができるといわれています。すべての人が豊かな人生を送るためには、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を発揮できる社会を実現することが求められます。

教育基本法第3条には、そうした社会の実現を図ろうという生涯学習の理念が示されています。社会教育は、その生涯学習の理念を実現するための重要な教育の一つです。

「社会教育」という言葉は戦前から用いられ、その定義や役割については諸説あります。昭和24年に制定された現行の社会教育法では、第2条に「社会教育」は「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と定義され、その目的は、「国民一人一人の教育的要求を満足させ、個人の幸福と、社会の発展を図ること」とされています。

わたしたち社会教育関係者はそれに基づいて取組を進めています。

社会教育と生涯学習の関係



生涯学習…自己の充実や生活向上のために、人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により学習者が自発的に行う自由で広範な学習

社会教育…広く社会において行われる組織的な教育活動（学校教育・家庭教育を除く）

教育基本法

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

1. 社会教育の定義

社会教育法における社会教育の定義には、次のような特徴があります。

(1) 社会教育と学校教育の区別

社会教育は「学校の教育過程として行われる教育活動を除き」と規定されていることから、学校教育法に基づく教育過程として行われる教育活動は、学校外で行う活動であっても学校教育です。逆に、教員が講師であったり、会場が学校であっても、地域住民を対象とした公開授業や講座等の教育活動は社会教育です。

(2) 社会教育の対象者

社会教育の対象を「主として青少年及び成人」と規定していますが、青少年及び成人だけに限っているわけではありません。乳幼児期は、家庭や幼児教育施設を中心に教育が行われることが多いことから、乳幼児は主たる対象とされていませんが、乳幼児対象の体験教室などは社会教育に含まれます。

(3) 組織的・意図的な教育活動

社会教育は「組織的な教育活動」とされており、組織的でない教育活動は社会教育には含みません。組織的な教育活動の程度は、明確には規定されていませんが、社会教育においては、学習者、教育者、教育方法、手段の組織性などが考えられます。

(4) 社会教育の範囲

社会教育には「体育及びレクリエーション活動」も含まれていますが、今日では、スポーツ活動、レクリエーション活動にとどまらず、様々な体験活動や社会貢献活動も社会教育の範囲として広くとらえられています。

これらの中には趣味として行われる活動もありますが、組織的に行われる教育活動は、いずれも社会教育といえます。

(5) 社会教育と家庭教育の関係

社会教育は「組織的な教育活動」とされており、「社会教育」に「家庭教育」は含まれず、それぞれ独立したものとされています。子どものしつけ等の家庭教育に関する講座やセミナーが行われていますが、これは学習内容に「家庭教育を扱っている」ということです。つまり、家庭教育そのものは社会教育に含まれませんが、家庭教育に対する支援は、社会教育に含まれます。(同様に学校教育に対する支援も社会教育に含まれます。)

社会教育法

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

2. 社会教育の意義

社会教育には、地域住民一人一人のもつ資質や能力を高め、その力を地域活動に生かす「人づくり」、そういう人々の活動が地域の課題解決や地域の活性化につながる「地域づくり」、そして、それらの活動を通して地域住民の間につながり意識が生まれる「つながりづくり」という大切な意義があります。

(1)「人づくり」

複雑化した現代社会においては、個人や地域は様々な課題を抱えています。それらの課題の解決に向けて、地域住民が当事者意識をもち積極的に行動することが、これまで以上に求められています。

そのため、社会教育においては、趣味・教養に関する講座等だけでなく、現代的・社会的課題に応じた学習を充実させる必要があります。

その結果、住民一人一人の資質や能力が高められるなど、社会教育による「人づくり」が期待されています。

(2)「地域づくり」

過疎化・核家族化など社会状況の変化により、地域コミュニティの希薄化が一層深刻になっています。個人や地域の課題解決に向けた学習活動やボランティア活動等を支援することは、地域住民の力を発揮する機会を提供することとなり、その結果として、地域が活性化されます。これが社会教育のもたらす「地域づくり」です。

(3)「つながりづくり」

地域住民が個人の力を高めながら、つながりあい、積極的に行動することにより、地域住民の間に「絆」が生まれ、住民同士のつながりがより強まります。東日本大震災により、家族や地域のつながりの重要性が再認識されました。それとともに地域や社会に貢献しようとする人々の思いや、社会の動きも高まっており、社会教育のもたらす「つながりづくり」の重要性は増しています。



教育基本法 (社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

2. 社会教育行政の役割

教育基本法第12条や社会教育法第3条では、国及び地方公共団体の任務として、社会教育の奨励及び振興に向け社会教育施設の設置・運営や学習機会の提供等により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならないと規定しています。

このことから、社会教育行政の役割として求められることは、まず、地域住民の自主的な社会教育活動が円滑に行われるよう支援し、教育環境を整備することを通して、地域住民や社会のニーズに応じた様々な学習機会を提供することです。

地域住民や社会のニーズは、時代に応じて変化していきます。そこで、社会教育行政は、それに応じて臨機応変に対応していくことが求められます。

また、地域住民に対して広域な範囲を受け持つ県と、直接的に行政サービスを行う市町村では、具体的な役割は異なってきます。

1. 県の役割（社会教育法第6条）

県内全域の社会教育活動が活発になるよう、教育環境を整備するとともに、学習活動全般を奨励することが求められます。

また、社会教育に関する県域の調査を実施して、その結果を市町村に返したり、全国的な動向を把握して、その情報を市町村へ発信したりする役割があります。

【具体的な役割】

- ☐ 広域的な利用を想定した博物館、図書館等の社会教育施設の設置・管理
- ☐ 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置・運営、講習会の開催等
- ☐ 市町村の公民館、図書館の設置・管理に関する必要な指導・調査
- ☐ 市町村教育委員会との連絡 など

2. 市町村の役割（社会教育法第5条）

地域の社会教育活動が活性化し、多くの住民の参加が実現するよう努めることが求められます。地域住民や社会のニーズに応じた学習機会を提供したり、社会教育活動への参加を促進することによって、住民同士の関係が深まり、それが「住みやすい地域づくり」や「絆づくり」につながるといった、多くの成果が期待されます。

【具体的な役割】

- ☐ 公民館、図書館等の社会教育施設の設置・管理
- ☐ 講座の開設や各種集会の開催や奨励
- ☐ 青少年のための社会奉仕体験活動、自然体験活動の機会の提供と奨励
- ☐ 家庭教育に関する学習機会の提供
- ☐ 地域学校協働活動の普及啓発や体制整備 など



3. 社会教育主事・社会教育士の役割

1. 社会教育主事

社会教育主事とは、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局におかれる専門職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担っています。しかし、命令や監督をすることはできません。

【具体的な役割】

- ☐ 地域の学習課題やニーズの把握と分析
- ☐ 企画立案やその企画の運営を通じた地域における仕組みづくり
- ☐ 関係者・関係機関との広域的な連絡・調整
- ☐ 当該活動に参画する地域の人材の確保・育成
- ☐ 情報収集・提供、相談・助言等
- ☐ 学校が社会教育関係団体、地域住民、その他の関係者の協力を得て行う教育活動に対する助言
- ☐ 地域における生涯学習のコーディネート（学びのオーガナイザー）など

【必要な資質・能力】

- ☐ 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- ☐ 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- ☐ 人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

このように、社会教育主事には多くの役割が与えられていますが、社会が複雑化し、地域住民の学習ニーズも多様化するなか、すべての分野で専門性を発揮することは難しくなっています。そのため、多様な専門性をもつ人材をつなげるコーディネーターとしての役割が大きくなっています。

2. 社会教育士

社会教育士とは、「社会教育に関する科目」の単位を修得した者に付与される令和2年4月より新設された「称号」で、社会教育に関わる多様な主体と連携・共同しながら、地域課題の解決等住民の学びの支援や人づくり、地域づくりで活躍されることが期待されています。

社会教育主事講習・養成課程で学んだとしても、社会教育主事は教育委員会から「社会教育主事」として発令されなければ、その職務に就くことができません。しかし、社会教育士は、社会における教育活動に関わる上で社会教育主事と同等の資質・能力を有することを示す学習成果として称されます。

社会教育法

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

4. 社会教育関係団体

社会教育関係団体とは、法人であってもなくても行政等の公の支配に属さない、自主・自立した団体で、講座や講演会等の社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とした団体です。

社会教育関係団体は、市町村教育委員会が認定するもので、その認定基準は、団体としての規約・会則等をもっていること、社会教育に関する事業を行うことが主たる目的であること、適切な会計処理が行われていることなど、それぞれの市町村が定めています。

認定された団体は、補助金の交付や社会教育施設の使用料金の減額等の支援を受けられる場合もあります。

社会教育関係団体への補助金の交付にあたっては、社会教育委員の会議の意見を聞くことが社会教育法で定められています。

【社会教育関係団 thể例】

□ P T A、子ども会、ボーイスカウト、
ガールスカウト、青年団、婦人会、老人クラブ など



※NPOについて

NPO（Non-Profit Organization）とは、日本語に訳すと「非営利団体」となります。広くとらえれば、利益の再分配を行わない組織・団体一般を指すので、地域におけるボランティア団体や自治会、社会教育関係団体なども含むことになります。

規模の大きなものとしては、社団法人や財団法人、社会福祉法人、宗教法人、協働組合なども該当します。

「特定非営利活動促進法（通称NPO法）」（1998年）制定以降、この法律に基づき法人として認可された市民活動団体を指すことが多くなりました。

NPO法人に限ってみると、そのミッション(使命)は公共性や普遍性の高いものが掲げられています。活動領域として上位のものから紹介すると(2010年9月末現在)、保健・医療・福祉(57.7%)、社会教育(46.3%)、子どもの健全育成(41.5%)、まちづくり(41.4%)、学術・文化・スポーツ(33.4%)、環境保全(28.9%)となっており、社会教育でも課題として取り組んできた領域と重なっていることがわかります。社会教育とNPOはそもそも親和性が高いと考えてよいでしょう。

引用：社会教育委員ハンドブック「みわ〜く」

香川県教育委員会・香川県社会教育委員会の会研究部会Ⅱ

社会教育法

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

5. 社会教育委員の役割

社会教育委員は、社会教育への理解を深め、地域の課題や住民のニーズを把握し、それを社会教育事業に反映させる役割を担っています。

社会教育委員は、社会教育委員の会議として意見を述べる（合議制）だけでなく、個々の委員として意見を述べたり、活動したりすることができます（独任制）。

【具体的な役割】（社会教育法第 17 条）

- ☐ 社会教育に関する諸計画を立案する。
- ☐ 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べる。
- ☐ 上記の職務を行うために必要な研究調査を行う。
- ☐ 教育委員の会議に出席して社会教育に関し意見を述べる。 など

※諮問とは、教育委員会が社会教育委員（会議）に対し、「〇〇〇について、どのように考えるか」等、意見を求めることです。

※諮問に対して意見を述べることを「答申」といいます。

※教育委員会から諮問を受けてはいないが、意見を述べることを「建議」といいます。

社会教育委員は、県や市町村の教育委員会が委嘱するものです。地域での活動が認められ委嘱された委員もいますし、社会教育関係団体等の役職についたことにより委嘱された委員もいます。

その委嘱の基準については、社会教育法で規定されていましたが、平成 25 年の改正により、文部科学省の省令を参酌したうえで、県や市町村の条例で定めることとなりました。

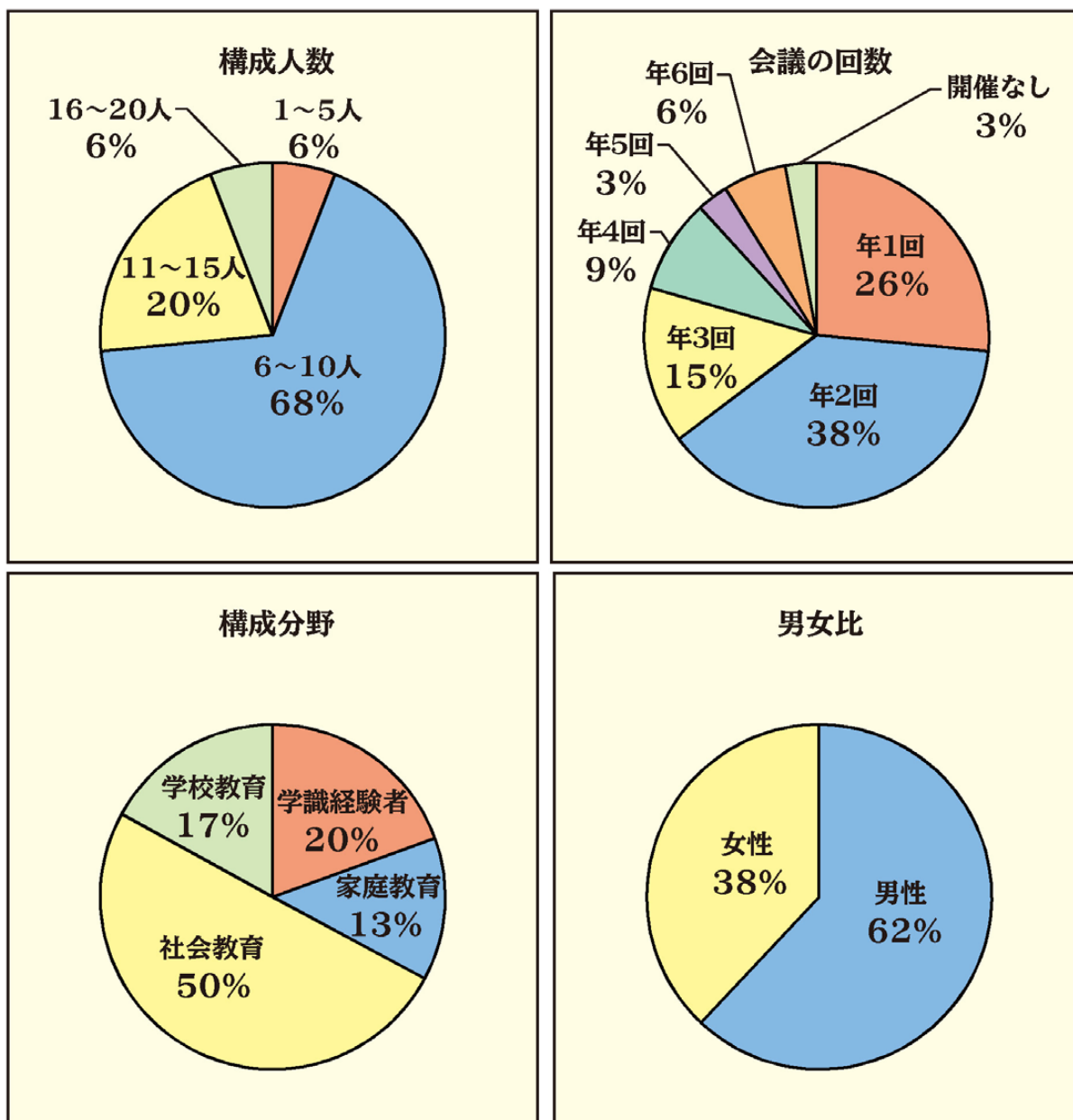
【委嘱の参酌基準】

- ☐ 学校教育及び社会教育の関係者
- ☐ 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ☐ 学識経験のある者

※社会教育委員は、非常勤の特別職の地方公務員であり、その定数、任期等は地域の実情に応じて条例で定めることとされています（社会教育法第十八条）。



高知県の市町村社会教育委員の現状



令和4年度高知県社会教育関係調査

社会教育法

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることできる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

6. 社会教育施設

社会教育施設は、教育委員会の管轄のもと社会教育を行うために設置され、地域や住民のニーズに応じた多様な教育活動を行う役割があります。代表的な社会教育施設は、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等で、地域住民の学習、文化、スポーツ活動を支えています。

1. 代表的な社会教育施設のはたらき

(1) 公民館

公民館は、地域住民の集いや学習活動、文化活動、スポーツ活動等を支えることで、住民が自主的に活動する力を高めたり、地域づくりを進める拠点となることが求められています。

(2) 図書館

図書館は、単に図書の貸し出しを行うだけでなく、利用者の求めに応じて学習活動を支援したり、課題解決のために必要な図書や資料、情報を収集し、提供する役割があります。

だれもが図書館サービスを受けられる環境を目指す必要があります。

(3) 博物館

博物館には、歴史、自然科学、芸術、生物、産業等、様々な種類があり、資料の収集、保管、展示、教育普及・学習支援、調査研究を行っています。

(4) 青少年教育施設

青少年の健全育成のために、集団宿泊活動や自然体験活動など、様々な活動を行う機会を提供しています。

2. 公民館

公民館の名称は、太平洋戦争以前からありましたが、現在のような機能をもつ社会教育施設として定着したのは、戦後のことです。国家再建には教育の役割が大きいとの認識のもと、学校の教育だけでなく、大人の教育・学習を行う社会教育の場として「公民館」が構想され、その設置が積極的に進められました。

※建設、維持、管理、運営は、設置者である市町村教育委員会が行いますが、指定管理制度の導入（平成15年）により、地域のNPOや民間業者が運営する公民館もあります。

(1) 公民館事業

公民館はその事業を通して、地域社会の活性化と教育力の向上につなげることが期待されています。

①講座・学級・教室の企画と実施

社会課題や住民のニーズが多様化するなかで、地域の実情にあった学習課題の提供が求められています。また、話し合い、実技・実習、地域体験活動など「参加型体験学習」への取組も求められています。

②サークル活動の支援

サークル活動は、会員が自主的に運営することを基本としており、その学習の成果を地域に還元することが求められています。公民館は、学習やサークル活動を通じて、地域住民が能力を高め、社会参加や地域づくりに貢献する学びの場です。

③各種行事

発表会、展示会、〇〇祭など、地域住民が集い、交流する場となるような企画が求められます。企画運営にも住民が参画するといった、地域協働で取り組むことも大切です。

(2) 公民館の種類

公民館には、社会教育法に基づき市町村が条例によって設置する「公立公民館（条例公民館）」と、住民自らが設置し自主的に維持・管理する「自治公民館」があります。自治公民館の設置や運営に対して、市町村が補助金を交付している場合もあります。

【公立公民館（条例公民館）の種類】

□中央公民館（中央館）

市町村に複数の公民館がある場合、自らの公民館事業のほか、市町村全域にわたる事業や公民館相互の連絡調整を行う。

□地区公民館（地区館）

公民館活動の効果を高めるため、小学校区や中学校区等を基準に市町村の区域内に設置されている。

□分館

公民館事業の運営のために必要であれば設置され、地区公民館よりも規模は小さい。

※公民館とコミュニティセンターの違い

公民館は、社会教育施設として設置されており、貸館も行いますが、事業を行うことが中心です。公民館職員は、様々な社会教育事業を企画・実施する重要な役割を担っています。

社会教育法に基づき設置される社会教育施設であるため、教育委員会が所管し、運営などに様々な規定があります。

コミュニティセンターは、地域住民の様々な活動の場として設置されており、貸館が中心です。しかし、もともと公民館だった施設を転用している施設では、様々な事業を行っている場合もあります。

所管は、まちづくり部局や福祉部局などまちまちで、法律の規定がないため、設置の条例の有無も含めいろいろな形態があります。

社会教育法

（目的）

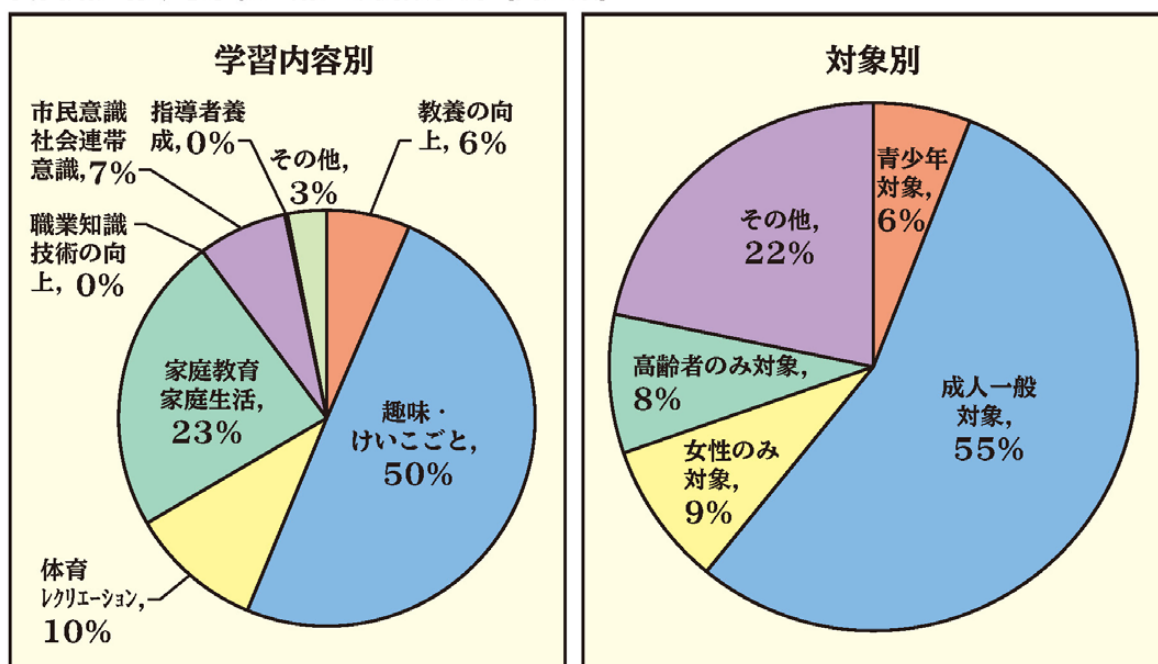
第二十条 公民館は、市町村その他一定の区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

高知県内の公民館の現状

		公民館数	本館	分館	公民館長	館長	分館長	公民館主事
1	室戸市	3	3	0	3	3	0	0
2	安芸市	18	18	0	16	16	0	15
3	東洋町	2	2	0	1	1	0	0
4	奈半利町	0	0	0	0	0	0	0
5	北川村	1	1	0	1	1	0	0
6	田野町	0	0	0	0	0	0	0
7	馬路村	0	0	0	0	0	0	0
8	安田町	1	1	0	1	1	0	0
9	芸西村	0	0	0	0	0	0	0
10	香南市	13	3	10	13	3	10	2
11	香美市	13	1	12	13	1	12	11
12	南国市	18	17	1	18	17	1	0
13	大豊町	13	13	0	13	13	0	14
14	本山町	2	1	1	1	1	0	0
15	土佐町	0	0	0	0	0	0	0
16	大川村	0	0	0	0	0	0	0
17	いの町	7	2	5	2	2	0	0
18	仁淀川町	0	0	0	0	0	0	0
19	土佐市	2	0	2	2	0	2	0
20	須崎市	7	7	0	4	4	0	6
21	日高村	4	3	1	3	3	0	3
22	佐川町	1	1	0	1	1	0	0
23	越知町	7	7	0	7	7	0	7
24	津野町	0	0	0	0	0	0	0
25	梼原町	6	1	5	1	1	0	0
26	中土佐町	1	1	0	1	1	0	0
27	四万十町	0	0	0	0	0	0	0
28	四万十市	28	1	27	16	1	15	3
29	土佐清水市	1	1	0	1	1	0	2
30	宿毛市	5	1	4	5	1	4	0
31	黒潮町	5	1	4	0	0	0	0
32	三原村	1	1	0	1	1	0	0
33	大月町	3	2	1	3	2	1	0
34	高知市	40	25	15	6	6	0	0
	合 計	202	114	88	133	88	45	63

令和4年度高知県社会教育関係調査

公民館における学級・講座の開設状況（高知県）



平成30年度社会教育関係調査（文部科学省）

7. 社会教育行政の新しい取組

1. 地域と学校の連携・協働の推進

平成 27 年 12 月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）にて、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者の等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進すること等が提言されました。それ受け平成 29 年 3 月に社会教育法が改正され、「地域学校協働活動」に関する連携協力体制や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備されました。

子どもたちを健やかに育むためには、学校教育はもとより、家庭や地域においても、その教育力の回復と活性化を図りながら、学校・家庭・地域が連携して地域全体で教育に取り組むことが一層重要になっています。

学校と地域が連携することは、子ども（家庭）だけでなく、学校（教員）や地域（住民）にも良い効果をもたらす、地域のつながりや絆を強め、地域の教育力の向上が図られます。

【子ども（家庭）にとっての効果】

- 地域住民と接し、誉められたり激励されたりするなかで、コミュニケーション能力をはじめ、自尊感情や規範意識などが育まれる。
- 地域住民の見守りにより、安全・安心な環境がつくられる。
- 周りの人たちへの感謝の気持ちや地域への愛情が深まる。 など

【学校にとっての効果】

- ゲストティーチャーによる授業や体験活動等、子どもの多様な学びの場（活動）が増え、教育内容が充実する。
- 地域住民の様々な支援により、教員がこれまで以上に子どもと向き合うことや授業準備等に時間を充てられるようになる。 など

【地域（住民）にとっての効果】

- 子どもたちとのかかわりや、これまで培ってきた知識や経験等を活かせることが、生きがいや自己実現につながる。
- 地域住民同士のつながりが強化され、地域コミュニティが活性化する。 など

2. 家庭教育支援の必要性

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣の定着、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担っています。

しかし、現代社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まるなど、家庭教育が困難な状況になっています。

そのため、地域や学校をはじめとする豊かなつながりのなかで家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実させることや、課題を抱え

る家庭への学校や福祉と連携した支援の仕組みづくりを進める必要があります。

【家庭教育支援の主な取組】

- 親の育ちを応援する学習プログラムの充実
- 子育て家庭が他の子育て家庭や地域との関わりや交流をもてるような場づくり
- 地域の子育て経験者や保健師などの専門家が連携して、情報提供や相談活動などを行う「家庭教育支援チーム」型の支援 など

3. 障害者の生涯学習の推進

平成 26 年に障害者権利条約が批准され、平成 28 年には障害者差別解消法が施行されましたが、障害者は学校を卒業した後の学びの場が少ないことが指摘されています。そのため、誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び生きる共生社会の実現や、障害者の主体的な学びの重視、個性や得意分野を生かした社会参加の実現が求められています。

【期待される取組】

- 事業や講座等の合理的配慮の視点からの見直し
- 社会福祉協議会との連携・協働による障害理解の促進
- 障害者の学びの場に関する情報収集とホームページ等における情報提供
- 社会教育に関する協議会への特別支援教育・障害福祉関係者の参加促進 など

なお、文部科学省では、障害者の生涯学習の学びの場の拡充に向け、地域で実践する事例の一部を動画として公開していますので、ぜひご覧ください。

【文部科学省による「障害者の学び実践紹介動画」】

(1) 共に学び ひろがる世界 ～障害者×生涯学習～

URL : https://youtu.be/5bXcg_sXFd0

QR コード :



(2) 共に学び ひろがる世界 2 ～障害者×生涯学習～

URL : <https://youtu.be/mtCQbH-IVUc>

QR コード :



高知県内の社会教育施設一覧（令和4年4月時点）

資料

公立図書館

	設置者	館 名
1	高知県・高知市	オーテピア高知図書館
2	室戸市	室戸市立市民図書館
3	安芸市	安芸市民図書館
4	東洋町	東洋町立図書館
5	田野町	田野町立図書館
6	芸西村	芸西村立図書館
7	香南市	香南市香我美図書館
8		香南市野市図書館
9	香美市	香美市立図書館
10		香美市立図書館香北分館
11		香美市立図書館物部分館
12	高知市	旭市民図書館 ※
13		潮江市民図書館
14		長浜市民図書館
15		江ノ口市民図書館
16		下知市民図書館
17		春野市民図書館
18	南国市	南国市立図書館
19	土佐町	土佐町立図書館
20	いの町	いの町立図書館
21	土佐市	土佐市立市民図書館
22		土佐市立市民図書館宇佐分館
23		土佐市立市民図書館戸波分館
24	須崎市	須崎市立図書館
25	日高村	日高村立図書館（ほしのおか）
26	佐川町	佐川町立図書館
27	越知町	越知町本の森図書館
28	津野町	津野町立図書館かわうそ館
29		津野町立図書館虎太郎館
30	梶原町	梶原町立図書館
31	四万十町	四万十町立図書館
32		四万十町立図書館大正分館
33	四万十市	四万十市立図書館
34		四万十市立図書館西土佐分館
35	土佐清水市	土佐清水市立市民図書館
36	宿毛市	宿毛市立坂本図書館
37	黒潮町	黒潮町立大方図書館
38		黒潮町立佐賀図書館
39	大月町	大月町立図書館

博物館（登録・相当）

	設置者	館 名	法区分	館 種
1	高知県	高知県立美術館	登録	美 術
2	高知県	高知県立牧野植物園	相当	植物園
3	高知県	高知県立歴史民俗資料館	登録	歴 史
4	高知県	高知県立のいち動物公園	相当	動物園
5	高知県	高知県立高知城歴史博物館	相当	歴 史
6	安芸市	安芸市立書道美術館	登録	美 術
7	安芸市	安芸市立歴史民俗資料館	相当	歴 史
8	香美市	香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアム	相当	歴 史
9	香美市	香美市立美術館	相当	美 術
10	高知市	高知市立自由民権記念館	相当	歴 史
11	高知市	わんぱーくこうちアニマルランド	相当	動物園
12	高知市	横山隆一記念まんが館	相当	美 術
13	佐川町	佐川町立青山文庫	登録	歴 史
14	宿毛市	宿毛市立宿毛歴史館	相当	歴 史
15	社団法人	桂浜水族館	登録	水族館
16	財団法人	龍河洞博物館	相当	自然史
17	財団法人	高知県立坂本龍馬記念館	相当	歴 史

※上記の他に、県内には博物館に類似の施設がたくさんあります。

青少年教育施設

	設置者	施 設 名
1	高知県	高知県立青少年センター
2		高知県立芸西天文学習館
3		高知県立幡多青少年の家
4		高知県立香北青少年の家
5		高知県立高知青少年の家
6		高知県立青少年体育館
7		高知県立塩見記念青少年プラザ
8	国	国立室戸青少年自然の家
9	高知市	高知市工石山青少年の家

※令和5年までイオン旭町店内へ移転中

教育基本法

(平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

前文

第一章 教育の目的及び理念（第一条—第四条）

第二章 教育の実施に関する基本（第五条—第十五条）

第三章 教育行政（第十六条・第十七条）

第四章 法令の制定（第十八条）

附則

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

（義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。
(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位

は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

[学校の施設の利用に関する法令]

学校教育法

第百三十七条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

社会教育法（抜粋）
（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）

最終改正：令和元年六月七日法律第二六号

目次（省略）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第四条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一 社会教育に必要な援助を行うこと。

二 社会教育委員の委嘱に関すること。

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

第七条 地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育主事等

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

ニ 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

(地域学校協働活動推進員)

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第三章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

(報告)

第十四条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除

第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。
（公民館の事業）

第二十二條 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第二十三條 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）

第二十三條の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第二十四條 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五條 削除

第二十六條 削除

（公民館の職員）

第二十七條 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八條 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。

（公民館の職員の研修）

第二十八條の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

（公民館運営審議会）

第二十九條 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一條 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、

当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮こ又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

第六章 学校施設の利用

(適用範囲)

第四十三条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認

定こども園」という。)であつて国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(次条第二項において「国立大学法人」という。)及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。)が設置するものをいう。以下同じ。)又は公立学校(第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。)を含む。)が設置するものをいう。以下同じ。)の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第四十四条 学校(国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。)の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長若しくは理事長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

(学校施設利用の許可)

第四十五条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第四十六条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第四十七条 第四十五条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。

4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

第七章 通信教育(省略)

附則抄(省略)

附則(省略)

引用・参考文献等

- 社会教育委員ハンドブック「みわ〜く」
(平成 23 年 3 月 香川県教育委員会・香川県社会教育委員の会研究部会Ⅱ)
- 社会教育行政読本 ―「協働」時代の道しるべ―
(平成 25 年 6 月 社会教育行政研究会編 第一法規株式会社)
- 社会教育計画ハンドブック
(平成 21 年 12 月 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)
- 新訂 生涯学習概論ハンドブック
(平成 21 年 7 月 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)
- よくわかる公民館のしごと
(平成 20 年 4 月 社団法人全国公民館連合会)

社会教育を知っちゃう？

学びを支援する社会教育ハンドブック

平成 26 年 3 月 初版発行

平成 29 年 10 月 改訂版発行

令和 元年 5 月 第 2 次改訂版発行

令和 4 年 5 月 第 3 次改訂版発行

高知県教育委員会事務局生涯学習課

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号

TEL (088)821-4911

FAX (088)821-4505

E-mail 310401@ken.pref.kochi.lg.jp

